

佐藤敬夫総合研究所
会員規約

佐藤敬夫総合研究所 会員規約

佐藤敬夫総合研究所（以下「当団体」と略称する）の規約に基づき、会員（以下「会員」という）の会員規約は、当団体の所在、会員、活動規定、入会規定、その他補足・細則を定めるものとする。

第一条（名称）

当任意団体は、佐藤敬夫総合研究所 と称する。

第二条（所在地）

当団体は、主たる事務所を
東京都品川区北品川 4-8-33-777
に置く。

第三条（目的）

当団体は、わが国の政治・経済・社会の諸問題に対して、様々な活動や勉強会を通じ、財界、政界、学会に限らず、リーダーとなるべき人を見出し、共に学びながら成長していくことを目的とする。

第四条（会員規約の適用）

当団体は、会員との間に本規約を定め、これにより当団体の運営及び活動を行う。
また、当団体が随時発表する諸規定も、本規約の一部を構成するものとする。

第五条（会員規約の変更）

当団体は、円滑な運営のために必要と判断される場合、本規約の一部を変更することがある。

第六条（会員）

会員は、当団体の目的ならびに活動において賛同し、積極的に提案するため入会する法人・個人とする。

（入会）

当団体に入会を希望するものは、事務局の推薦または、会員二社以上の推薦を受け、所定の入会申込書に記入の上、事務局に提出するものとする。
会員の入会についての承諾は、役員会の決議を以って行うものとする。
依って正当な理由を前提に、入会を不承認とする場合もある。

（会費）

当団体に入会を希望する会員の会費は以下の通りとする。

客員会員	無料
会員（法人）	一口 金三万円／月
会員（個人・学生可）	一口 金一万円／月

二. 入会月に三ヶ月分を一括で支払うものとし、以後、四半期毎に三ヶ月分を前月の月末に支払うものとする。

(会員資格の喪失)

会員が下記の事由に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一) 退会届の提出があった場合。
- 二) 本人が死亡・失踪、又は会員である法人が消滅した場合。
- 三) 継続して三ヶ月以上会費を滞納した場合。
- 四) 公序良俗に反する行為をした場合。
- 五) 除名された場合

下記の事由に該当する場合、役員の議決において、除名することができる。
この場合、その除名対象となる会員に対し、議決の弁明の機会を与えなければならない。

- 当団体の定款又は会員規約に違反したとき。
- 当団体の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(会員資格の期限)

会員資格は、初年度から二年間とし、以後、年次総会一年毎に更新されるものとする。

(退会)

会員は、退会を希望する場合、当団体の定める退会届に記入の上、退会期日の三ヶ月前までに事務局に提出するものとする。

(拠出金品の不返還)

退会にあたり、既納の会費および拠出した金品の返還は請求できないものとする。

第七条 (事業と会員の権利)

会員は以下の通り、事業に参加し、個々に有益な権利を有する。

- (一) 講演会
- (二) 勉強会
- (三) 懇親会
- (四) 調査・研究・政策提言
- (五) 出版
- (六) 個別相談
- (七) ビジネスサポート

- 二. 前項の事業に参加するにあたり、事業規模により、実費の支払を必要とする場合がある。
- 三. 事業の成果が著しい場合、当団体との間で、成功報酬等を取り決める場合がある。

以上

平成21年11月11日 作成
平成21年11月31日 修正
平成21年12月11日 実施
平成21年09月01日 改訂
第一条 変更
第二条 変更
第三条 変更
第六条・第一項 変更
第七条・第七項 追加